次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設） **第四条の四**　令第八条第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一～五　（略） 六　独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項（同項第五号を除く。）の業務又は同条第二項の業務（国又は地方公共団体の委託に基づくものに限る。）に係る施設 七～二十八　（略） 2　（略） （法第十五条の二第一項第六号の農林水産省令で定める行為） **第三十七条**　法第十五条の二第一項第六号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～八　（略）	（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設） **第四条の四**　令第八条第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一～五　（略） 六　独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項（同項第四号を除く。）の業務又は同条第二項の業務（国又は地方公共団体の委託に基づくものに限る。）に係る施設 七～二十八　（略） 2　（略） （法第十五条の二第一項第六号の農林水産省令で定める行為） **第三十七条**　法第十五条の二第一項第六号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～八　（略）
九　独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法第十二条第一項（同項第五号を除く。）の業務又は同条第二項の業務（国又は地方公共団体の委託に基づくものに限る。）に係る行為 十～三十　（略）	九　独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法第十二条第一項（同項第四号を除く。）の業務又は同条第二項の業務（国又は地方公共団体の委託に基づくものに限る。）に係る行為 十～三十　（略）

附　則

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。

○国土交通省令第三十五号

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十六号）及び都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十九年政令第百五十六号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、都市緑地法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月十四日　　国土交通大臣　石井　啓一

都市緑地法施行規則等の一部を改正する省令

（都市緑地法施行規則の一部改正）

第一条　都市緑地法施行規則（昭和四十九年建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（市民緑地設置管理計画の認定の申請） **第十八条**　法第六十条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第三による申請書に、市民緑地を設置する土地等について所有権その他の使用の権原を有することを証する書面及び次の表に掲げる図書を添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。 2　前項の場合において、同項の申請書に記載された緑化施設等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める書面を添付しなければならない。ただし、市町村長が別に書面を定めたときは、当該書面によることができる。 一　首都圏近郊緑地保全区域内において行う行為であつて、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第七条第一項の規定による届出をしなければならないもの　首都圏近郊緑地保全法施行規則（平成十二年総理府・建設省令第七号）第二条の書面	（緑化施設整備計画の認定の申請） **第十八条**　法第六十条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第三による申請書に次の表に掲げる図書を添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、区域の境界線、区域内における人工地盤、建築物その他の工作物及び既存の緑化施設等（緑化施設、園路、広場その他の市民緑地を利用する住民の利便のため必要な施設及び市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設をいう。以下同じ。）の位置、整備する緑化施設等の配置並びに第二十五条の規定により算出された緑化施設の面積

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物及び既存の緑化施設の位置、整備する緑化施設の配置並びに樹木の樹冠及び敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分（投影面が樹木の樹冠の投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

（新設）